

事務連絡
令和4年9月21日

県立学校長 殿

高校教育課
スポーツ振興課
特別支援教育課

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について
(運動・文化部活動の取扱いについて)

このことについては、「医療非常事態宣言」から「医療緊急警報」に移行されたことを受け、下記の内容とします。

記

1 対応期間

9月22日（木）から当面の間

2 活動について

学校や地域の感染状況等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から行なうことができる。

密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討すること。

- 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上の休養日とすること)
- 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- 施設が限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。

3 他校との交流や大会等について

- 県内における県内他校との交流（合同練習や練習試合）、県内で行われる大会参加および宿泊を伴う活動については、学校や地域の感染状況を踏まえ、校内で慎重に協議した上で、学校長の判断で行うこと。
- 県内外における県外他校との交流（合同練習や練習試合）、県外で行われる大会参加および宿泊を伴う活動については、学校や地域の感染状況を踏まえ、校内で慎重に協議した上で、運動部活動はスポーツ振興課、文化部活動は高校教育課に報告すること。
- 高等学校体育連盟（高等学校野球連盟）、高等学校文化連盟、中央・九州競技団体が主催・共催する大会等への参加および宿泊については、学校や地域の感染状況を踏まえ、校内で慎重に協議した上で、学校長の判断で行うこと。

- ・宿泊を伴う場合には、十分な感染症対策を講じた上で、必要最低限の泊数、人数で行うこと。
- ・他校との交流については、1会場あたりの参加校を制限するなど、多くの学校が集まる状況を避けること
- ・大会等への参加に際しては、主催者の感染症対策マニュアル等を確認した上で参加すること。
- ・他校との交流や大会等への参加にあたっての基本的な留意事項については、別添の令和4年3月11日付け事務連絡「運動部活動における他校との交流や大会等への参加について」を参照すること。

4 活動を行う際の留意事項について

- 活動するに当たっては、生徒の状況に十分配慮し、事故や怪我等が起きないような活動計画を立てること。
- マスクの着用については、活動中は必要ないが、気温が高い場合等には、特に熱中症のリスクが更に高まるおそれがあることが想定されることから、生徒に対してマスクを外すよう適切に指導すること。ただし、十分な身体的距離（2m以上を目安）がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。
 - ・合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、マスクをしている場合であっても、できるだけ間隔を2m空けること。
- 器具や用具の不必要的使い回しを避け、共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- 更衣室や部室等の利用については短時間の利用とし、一斉に利用することを避けること。
- 飲食の場面では、十分な換気を行い、対面を避け、大声での会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないようにすること。
- 体育館など屋内で実施する場合は、気候上可能な限り常時換気に努めること。なお、競技の特性上、常時換気が困難な場合は、定期的に換気を行うこと。
- バス等による移動の際には、利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。

問合せ先 高校教育課（高校教育・学力向上担当） 0985（26）7033 スポーツ振興課（学校体育担当） 0985（26）7596 特別支援教育課（指導担当） 0985（26）7783
--